

社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、市内の自治会等における地域福祉の推進を図るために行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

（交付の対象）

第2条 この補助金は、自治会等が、次の各号に掲げる事業を実施する際に要する経費に対し、交付するものとする。

- （1）福祉のまちづくり（地域福祉）事業
別紙のとおり、自治会世帯数により交付する。
- （2）ふれあいいきいきサロンの開催
ふれあいいきいきサロンの開催回数により、限度額の範囲内において交付する。異世代交流を実施した場合に加算する。
- （3）福祉懇談会の開催
福祉懇談会を開催した場合に交付する。
- （4）見守りネットワーク会議の開催
高齢者や障がい者等に対して、当該自治会内の住民や福祉活動団体・関係機関・事業所等と実施する見守り活動に関する連絡・連携会議を開催した回数により、限度額の範囲内において交付する。
- （5）避難行動要支援者参加型避難訓練の実施
米原市避難行動要支援者名簿に登録されている方が避難することを想定し、避難行動要支援者が参加する避難訓練を実施した場合に交付する。
- （6）新規事業の実施
地域福祉向上のため、既存の活動以外に新しい活動を展開しようとする自治会等に最長3年間交付する。

（補助金の交付額）

第3条 自治会等に交付する補助金の額は、別表の地域福祉活動支援事業費補助額により算出された額とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第4条 この補助金を受けようとする自治会等の代表者は、地域福祉活動支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第2条（1）～（5）については事業当該年度の5月末日までに、第2条（6）については事業当該年度の6月末日までに、本会会長に提出するものとする。

- （1）事業計画書（参考様式有・第2条（6）に関しては様式第1号－2添付）

（補助金の交付決定および通知）

第5条 本会会長は、前条の申請があったときは、総務地域福祉委員会において当該申請にかかる書類の審査および必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、地域福祉活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者に対し補助金を支払うものとする。

- 2 本会会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

（変更の届出）

第6条 補助金を受ける自治会等の代表者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに本会に届出

なければならない。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には本会会長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合において、速やかに本会会長に報告して、その指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第7条 自治会等は、補助事業が完了したときは、地域福祉活動支援事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施年度の翌年5月末日までに本会会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（参考様式有・第2条（6）に関しては様式第3号－2添付）
- (2) 写真・チラシ等その他関係書類

（事業内容の公開）

第8条 本会会長は、補助事業の内容について、本会または本会が認める団体が作成する広報物、ウェブサイト等で公開するほか、本会会長が適当と認めた関係機関へ情報提供することができる。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。